

生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市火災原因及び損害調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月3日

生駒市消防長 川端 信一郎

生駒市火災原因及び損害調査規程の一部を改正する訓令

生駒市火災原因及び損害調査規程（昭和55年6月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条の3」に、「第33条―第35条の2」を「
第33条・第34条」に、「第5章 雑則（第36条―第38条）」を
「第5章
第6章

震災時の調査（第35条―第41条）

雑則（第42条―第48条）」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この訓令における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2条の見出し中「関係法令」を「法令」に改める。

第5条中「関係法令及び」を「法及びその関係法令並びに」に改める。

第9条第2項第1号中「は握」を「把握」に改め、同項第3号中「情報交換」の次に「を含む。」を加え、同条第3項中「に定める火災で、」を「の規定により」に改める。

第11条中「関係のある者」の次に「（以下これらを「関係のある者」という。）」を加える。

第12条中「うえ」を「上」に改める。

第17条第1項第1号中「互に」を「互いに」に改め、同項第3号中「1名」を「1人」に改め、同条第2項中「を命ぜられた」を「に配置された」に改め、同項第2号中「うえ」を「上」に改め、同項第5号中「発見」を「発見し、」に改める。

第18条第2項中「実態は握」を「実態把握」に改める。

第20条第1項中「必要に応じ」を「、必要に応じ」に、「出火出動時の見分調書」を「出火出動時の見分調査書」に改め、同条第2項中「前項に規定する見分調書」を「出火出動時の見分調査書」に改める。

第21条第1項中「実況見分調書」を「実況見分調査書」に改め、同条第2項中「前項に規定する調書」を「実況見分調査書」に改め、同条第3項中「現場図面用紙」を「現場図面」に改める。

第22条第2項中「前項の写真」を「前項の規定により撮影した写真」に、「はり付けし」を「貼付し」に改める。

第24条の見出し中「被疑者」を「逮捕された被疑者」に、「証拠物」を「押収された証拠物」に改める。

第25条第2項中「法第34条の規定により提出された」を「第26条の3第1項又は第2項の規定により提出させた」に改める。

第26条の見出し及び同条第1項中「質問調書」を「質問調査書」に改める。

第26条の2第1項中「関係者等の供述」を「関係のある者又は被疑者の申述」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第4章第4節中第27条の前に次の1条を加える。

(資料の提出又は報告の徴収)

第26条の3 署長は、火災調査のため必要があると認めるときは、火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し、若しくは輸入した事業者（以下「製造事業者等」という。）又は関係者に対し、調査資料の提出又は報告を求め

るものとする。

- 2 前項の資料の提出又は報告は、製造事業者等又は関係者の任意によるものとする。
- 3 署長は、前項の規定による任意の提出若しくは報告が困難であると認めるとき、又は適当でないとき、製造事業者等に対しては法第32条第1項の規定に基づき、関係者に対しては法第34条第1項の規定に基づき資料提出命令書（様式第7号の3）により調査資料の提出又は報告徴収書（様式第7号の4）により報告の徴収を命ずるものとする。
- 4 署長は、前項の規定により資料を提出させるときは、資料提出書（様式第7号の5）により提出させるものとする。
- 5 署長は、第3項の規定による報告があったときは、当該製造事業者等又は関係者に報告徴収受領書（様式第7号の6）を交付するものとする。

第27条中「法第34条」を「前条第1項又は第2項」に、「に該当すると認められる資料」を「に規定する証拠」に改める。

第32条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第33条の見出しを「（調査書類）」に改め、同条中「出火当日から30日以内」を「別表に掲げる火災の種別、規模の区分に応じ、同表に掲げる期限までに改め、「様式第13号）」の次に「及び同表に掲げる添付書類（以下これらを「調査書類」という。）」を加える。

第34条を次のように改める。

（調査書類への署名等）

第34条 調査書類には、作成年月日、作成者の所属及び階級を記載し、署名しなければならない。ただし、関係者から提出された書類については、この限りでない。

- 2 前条の添付書類のうち、2枚以上にわたるものには、当該添付書類の作成者

の割印をしなければならない。

第35条及び第35条の2を削る。

第5章中第38条を第48条とし、第37条の5中「及びろうあ者等の関係する」を「、ろうあ者等に関する」に、「第37条の2、第37条の3及び第37条の4」を「第44条から前条まで」に改め、同条を第47条とし、第37条の4中「第37条の2」を「第44条」に改め、同条を第46条とし、第37条の3を第45条とし、第37条の2を第44条とし、第37条第3項中「前項」を「前項各号」に改め、同条を第43条とし、第36条中「うえ」を「上、」に改め、同条を第42条とし、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 震災時の調査

(震災時の調査の体制)

第35条 消防長は、地震発生時において、災害対策本部が設置されている間に発生した火災の調査に対し、必要に応じて組織的な執行体制の確立に努めるものとする。

(情報の収集)

第36条 署長は、地震発生直後から災害状況の記録及び調査のための情報収集に努めなければならない。

(震災に伴う火災の指定)

第37条 消防長は、地震発生直後からの火災状況を勘案し、期間及び地域を限定した火災（以下「震災に伴う火災」という。）を指定することができる。

(震災に伴う火災の調査活動)

第38条 震災に伴う火災の調査活動は、次に掲げる事項に重点を置き実施するものとする。

- (1) 地震発生直後から災害活動が概ね終息するまでの間は、情報収集及び火災状況の記録を主眼に行うこと。

(2) 災害活動終息後は、り災証明書発行のための損害調査を優先して実施すること。

(3) り災証明書発行のための損害調査終了後は、震災に伴う火災の調査記録を将来の行政施策に反映させるため、引き続き損害状況、出火原因及び延焼拡大状況等について詳細な調査を実施すること。

(調査員の確保)

第39条 署長は、震災後の行政対応を考慮し、震災に伴う火災の調査活動に必要な要員を確保するとともに、資器材を有効活用できるように配慮するものとする。

(調査書類の省略)

第40条 第33条の規定にかかわらず、署長は、震災に伴う火災の調査書類の一部を別に定める基準により省略することができる。

(り災証明事務の対応)

第41条 署長は、震災に伴う火災の調査結果に基づき、関係機関と連携し、迅速なり災証明事務の対応に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 33 条関係）

火災調査報告書の報告期限及び添付書類

火災の種別、規模の区分		報告の期限	添付書類
分類 1	1 焼損面積 50 m ² 以上の建物火災 2 死者及び傷者 3 名以上が生じた火災 3 その他消防長が特に必要と認めた火災	出火当日から 90 日以内	火災原因判定書 実況見分調査書 現場図面 写真説明書 出火出動時の見分調査書 質問調査書 その他火災原因調査上必要な書類 損害調査書 損害査定書 り災申告書 その他損害調査上の参考資料
分類 2	1 分類 1 又は分類 3 に該当しない建物火災 2 焼損面積 10 アール以上の林野火災 3 焼損台数が 3 台以上の車両火災	出火当日から 60 日以内	火災原因判定書 実況見分調査書 現場図面 写真説明書 出火出動時の見分調査書 質問調査書 その他火災原因調査上必要な書類 損害調査書 損害査定書 り災申告書 その他損害調査上の参考資料
分類 3	1 焼損面積 3 m ² 未満及び焼損表面積 10 m ² 未満の建物火災 2 分類 2 以外の車両火災	出火当日から 30 日以内	火災原因判定書 実況見分調査書 現場図面 写真説明書 質問調査書

	3 損害額が計上される 前記以外の火災		その他火災原因調査上必要な書類 損害調査書 損害査定書 り災申告書 その他損害調査上の参考資料
分類 4	分類 1 から分類 3 までに該当しない火災	出火当日から 30 日以内	火災原因判定書 現場図面 写真説明書 質問調査書 その他火災原因調査上必要な書類 損害調査書 損害査定書 必要により、り災申告書 その他損害調査上の参考資料

様式第 3 号中「出火出動時の見分調書」を「出火出動時の見分調査書」に改め、「記」を削る。

様式第 3 号の 2 中「、第 3 4 条」を削り、「実況見分調書」を「実況見分調査書」に、「関係者」を「、関係者」に改め、「本職は」を削る。

様式第 4 号中「、第 3 4 条」を削る。

様式第 7 号中「、第 3 4 条」を削り、「質問調書」を「質問調査書」に改め、「本職は」を削り、「任意に」を「、任意に」に、「供述した」を「申述した」に改める。

様式第 7 号の 2 中「、第 3 4 条」及び「本職は」を削り、同様式の次に次の 4 様式を加える。

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防署長



資料提出命令書

所在
名称
用途

火災調査のため必要があるので、消防法（第32条・第34条）の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を命令する。

記

命令事項

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防署長



報告徴収書

所在
名称
用途

火災調査のため必要があるので、消防法（第32条・第34条）の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに生駒市消防本部に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

年 月 日

生駒市消防署長 殿

提出者
住 所
氏 名

資 料 提 出 書

年 月 日付け 第 号により資料提出命令された下記の
資料を提出します。

なお、提出した資料については、用済み後 返還・処分 してください。

記

提出資料名

通

第 号
年 月 日

殿

生駒市消防署長



報告徴収受領書

年 月 日付けで提出された下記の報告文書を受領しました。

記

報告文書名

通

様式第 1 1 号から様式第 1 2 号の 2 までの規定中「、第 3 4 条」を削る。

様式第 1 3 号を次のように改める。

火 災 調 査 報 告 書

年 月 日

消防長 殿

作成者 所属
階級、氏名

火災番号		火災種別		覚知方法							
出火日時				覚知日時							
入電日時				指令日時							
放水開始日時		署		団							
鎮圧日時				鎮火日時							
発生場所											
火 元	建物等名称		氏名								
	火元区分		TEL								
	建物構造		年齢		職業						
	用途 ()		階数	地上階		面積	建	m ²			
	業態 ()			地下階			延	m ²			
損 害 状 況	全焼	棟	焼損床面積	m ²	死 傷 者 数		死者	負傷者			
	半焼	棟	焼損床面積	m ²			焼損表面積計	m ²	消防吏員		
	部分焼	棟	焼損床面積	m ²			り災世帯計	世帯	消防団員		
	ぼや	棟	焼損床面積	m ²			り災人員計	人	応急消火義務者		
	合計	棟	焼損床面積計	m ²			水損等棟数計	棟	消防協力者		
	車両	台	林野	a			火災損害額	千円	自損含 その他		
用途地域		防火地域		気象		天候	気温	湿度	風向	風速	火災警報
							℃	%		m/秒	有・無
出 火 原 因	発火源 ()		出 動 状 況	出動台数 (署)		台		人			
	経過 ()			出動延べ人数 (団)		台		人			
	着火物 ()			放水台数 (署)		台					
	出火箇所 ()			主として使用した水利 (団)				()			
				最寄の消防機関からの距離				(00m)			
初期消火		有・無		初期消火器具区分・番号 ()		住警器		設置状況・作動状況			
								1・2・3・4・5			
備考											

様式第 19 号から様式第 21 号までの規定中「第 37 条」を「第 43 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により提出されている様式は、この訓令による改正後の訓令の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する旧訓令の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。